

可觀小説卷四十六

一、關源十郎の差扣

御書院番川副金左衛門相番關源十郎五百五十石亡父儀太夫妾有之候處、儀太夫死後暇遣置候て此間に罷成、其身召仕ものに仕度旨申遣候。其妾不致承知斷申入候へ共、一圓合点不仕召寄候に付、御親父の召使と申、其上奥方被成御座、旁決して難相勤旨申候處、源十郎重て申候は、妻事は毒殺いたし候へば宜敷候旨申候。依之妾は身を隠し、何方へ罷越候や致逐電候。暫く其分にて候處、其後奉公に罷出候か、由緒も有之や、御醫師吉田策庵宅へ罷越有之候。然處源十郎承付其門前に人を附置、或時外へ罷出候を理不盡に捕候て、源十郎宅へ召連參候。源十郎妻は御小姓組鈴木頼母妹にて、右毒害の事承候て其分に難成に付、此方へ罷歸候様に申遣候處、一度嫁娶致し夫婦と成候上は、夫に非道の儀候へばとて可罷歸様は無之候。毒害に逢候はゞ其分の事と存候旨にて不罷歸候。頼母より様々申聞、畢竟夫婦の道は絶申筋に候。此分にては公儀より、一類縁者迄も御咎め可有

之事に候、など、申遣し承引致候。五月廿七日引取、追て可致離別旨源十郎申候。右兩件共人倫の道は絶候事に候得共、上聞に不達内は、内證にてしれぬ分にも仕事に候處、策庵門前にて理不盡に召捕候事に付、町奉行より御斷申上、夫より御吟味に罷成、源十郎は先づ勤仕相扣、家來共不殘頭宅へ召寄様子承届候旨。

戊五月廿八日齋藤長八郎殿話。鈴木頼母は長八郎殿相番也。

一、金澤の日蝕

前月朔日於御國の日食は、御當地に比へ候へば甚敷食暗と相見え、家々より申越候は、江戸表如何にやと承合に指越候者共御座候。江戸表は如御存知前夜より陰雲、朝は少々降候て、終日日影は見え不申候。陰雲ながら甚闇くは無御座、八分の食に相應共可申程に御座候故、人に怪敷存候程の事は無御座候。然處に金澤より尋に越候に付、格別の食暗と驚奉存候。私方に相違候分左の通に御座候。

大地新八郎書中には、皆既の食故と存候。日中に候處燭を點じ可申程に候。然れば曆家の誤にて八分と曆に記し候や、江戸表同斷に候や、考合申度旨。久田清左衛門書

中には、食暗甚敷候て已の時に候處、常時の酉の下刻程に御座候。當番に付御土藏へ御用候て、例の七十二段の坂を登候時は、已に失明候て供に召連候奴僕共は、倒可申と仕候事兩度に及申候。闇夜の暗きとは違ひ覺悟無之故に候や、甚致難澁候旨。勝尾半左衛門より高昌善太夫への書中には、其日出仕登城の輩近々と集會仕候處、互の顔色難見分、夜六半時頃の様に存候。空中に數星出現仕候旨。大久保八郎左衛門其外の書中に、家内に二三箇所宛燭を設け申候。御城下町中往來の男女多くは驚怖仕候て、暫時は往來絶申候由。

右の趣去四日の便に申來候。私儀先年皆既の食も見申事御座候。年は失念仕候。六月初日頃に御座候。天氣清明にて日輪邊迄細く光り溢れ、甚暗くは成不申、色をも辨じ候様に覺申候。左候へば皆既にも失明申程には至り不申事と存候。暫時にても失明申儀は、古今珍敷事の様に奉存候。其上江戸表無左候故、近頃怪き事に奉存、京都の様子承合申度、其節より心懸申候處、今日京都より申來候趣、左の通に御座候。

五月朔日食、京都にては甚かゝり皆既と申程に御座候。

京地は暫時燭を點じ申位にて、行路の人などは弱き人は絶倒し、瘡疔も起り申ものも多く御座候由。

右の趣に御座候へば、金澤迄にても無御座、西北の地へは甚敷相見え申事と奉存候。天象の内日食の變は、別て人君へ預り申事に候故、佐渡守様御覽にも奉入度奉存候。不苦候はゞ被入御覽可被下旨、六月初青木新兵衛へ相違候處、即刻被指上候て紙面は御留被遊候。

一、兼行法師の淫行

僧兼好淫行の事蹟園太曆に載す。觀應元年二月十五日兼好死。年少の時は後宇多帝へ奉仕、又仕先帝、改曆三代、其後伊賀權守橋成忠が招に應じて、伊賀州荒木郷成忠が居亭に至り、居住三年成忠が女中宮の少辨、病痾に因て里居す。十七歳なり。兼好通の事顯て、伊賀を出奔し桑名に赴き、夫より岐州路を経て信州更科の月を詠す。成忠が所を遁る時歌有。忍ぶ山またこと方に道もがなふりぬる跡は人もこそしれ最後に又伊賀州國見山の麓田井店に住す、六十八歳にして死す。